

取扱店舗御中

# あがらの御坊みんなで応援商品券2026

## 【取扱店舗マニュアル】

ご注意ください！



商品券使用期間は、

令和8年 5月 1日(金)から

令和8年 7月31日(金)まで

換金請求受付は、

令和8年 5月 1日(金)から

令和8年 8月31日(月)まで

御坊市

# 【商品券事業の概要】

名 称	あがらの御坊みんなで応援商品券 2026
実施主体	御坊市
発行総額	約 2 億 6 5 0 万円 (商品券) 約 2, 0 6 5 万円 (換金時 10% 上乘せ分)
発行内容	500円券×20枚綴 1セット 1万円分を全市民に配付 (世帯主宛に世帯全員分を郵送により配付)
配付対象者	令和8年1月1日時点で御坊市に住所を有している方
使用期間	令和8年5月1日(金)～令和8年7月31日(金)
商品券取扱店	御坊市から「あがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店認定証」の交付を受けた店舗等

	3月末～4月	5月	6月	7月	8月
取扱店	<b>各種書類の配付</b> ・取扱店舗マニュアル 1部 ・取扱店認定証 1部 ・換金請求書綴り 1部 (請求書3枚・記入例1枚) ・商品券見本 1部 ・取扱店一覧表 2部 ・店頭掲示ポスター 2部 (事業周知用) ・店頭掲示ポスター 2部 (取扱店掲示用) <b>※上記書類に不足が無いかご確認ください。</b>	<b>【換金請求期限】</b> (第1回) 5月15日(金) → (第2回) 5月29日(金) → (第3回) 6月15日(月) → (第4回) 6月30日(火) → (第5回) 7月15日(水) → (第6回) 7月31日(金) → (第7回) 8月14日(金) → (第8回) <b>最終 8月31日(月)</b> →			
		<b>【振込予定日】</b> 6月1日(月) 6月15日(月) 6月30日(火) 7月15日(水) 7月31日(金) 8月17日(月) 8月31日(月) 9月15日(火)			
市民	商品券の配付 【3月下旬より順次郵送】	商品券使用期間 【5月1日(金)～7月31日(金)】			

**※換金請求は各回1回まで  
※最終期限をお忘れなく!**

# 【商品券見本・店頭掲示ポスター（同封）】

## ●商品券見本

（表紙の見本は同封していません）

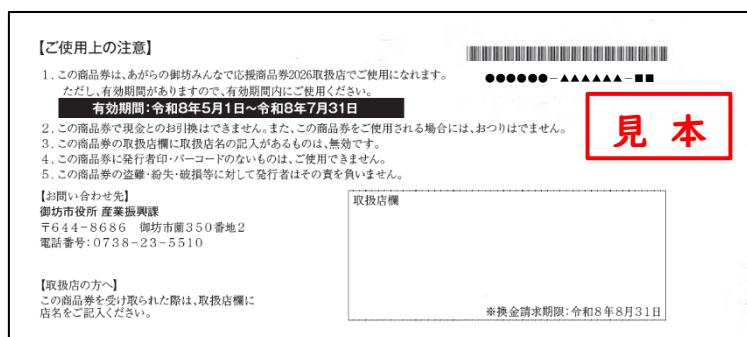
今回は**青色**を  
基調にしています



（表面）



（表紙）



（裏面）

## ●店頭掲示ポスター

（事業周知用）

（取扱店掲示用）



# 【 換金請求書（記入例と同封） 】

様式第5号(第9条関係)

あがらの御坊みんなで応援商品券2026換金請求書

年 月 日

御坊市長 様

請求者 住 所  
法人・代表者  
又は個人(事業主)  
電 話 番 号

あがらの御坊みんなで応援商品券2026交付事業実施要綱第9条第2項の規定により関係書類を添えて請求します。

## 1 請求する店舗情報

認 定 証 番 号	第	号
店 舗 名 称		
請求書発行責任者	請求書発行責任者	電話番号
事 務 担 当 者	事 務 担 当 者	電話番号

## 2 請求内容

請 求 金 額	円
積 算 根 拠	( 5 0 0 円 券 × 枚 ) × 1 1 0 %

## 3 添付資料

- (1) あがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店認定証の写し
- (2) 使用済みのあがらの御坊みんなで応援商品券2026

## ※注意事項

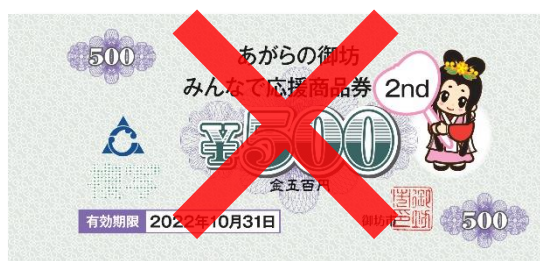
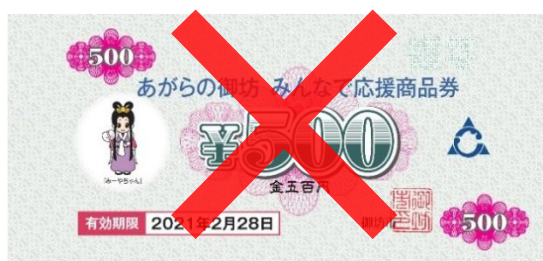
- 1 使用済みのあがらの御坊みんなで応援商品券2026裏面の「取扱店」欄には、必ず請求者の店舗名を押印いただくか、記入が必要となります。
- 2 令和6年度以前に実施した商品券交付事業の商品券は、換金できません。
- 3 請求金額を訂正したものは、受付できません。
- 4 特定事業者1者につき、換金期間を通して請求することができる10%加算金の上限は、100万円とします。

事 務 局 処 理 欄	受 付 印	受付担当者	確 認 印

# 【 厳守事項・商品券の使用対象にならないもの 】

## 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一旦取扱店に登録されると、特段の事情がない限り、途中での脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の使用制限を禁止します。
- (3) 商品券は、物品販売又はサービスの提供などの取引において使用可能とします。
- (4) 商品券を消費に使用せず現金化することや、使用された商品券を再び使用することはできません。
- (5) 商品券の券面額に利用が満たない場合でも、おつりを出さないようにしてください。
- (6) 使用期間を過ぎた商品券は、使用できませんので受け取らないでください。
- (7) 「あがらの御坊みんなで応援商品券」、「あがらの御坊みんなで応援商品券 2 n d」、  
「御坊市マイナンバー地域応援商品券」、「あがらの御坊みんなで応援商品券 3 r d」は、  
使用・換金できませんので受け取らないでください。



## 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 現金（電子マネーを含む。）との換金
- (2) 家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (3) たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) プリペイドカード、有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、切手、印紙等の換金性の高いものの購入
- (5) 出資又は債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (6) 転売目的による商品等の購入
- (7) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (8) その他市長が定めるもの

# 【 取扱店の責務等 】

## 取扱店の責務等

### (1) 取扱店認定証・ポスターの掲示について

取扱店であることが利用者に明確に分かるよう、取扱店認定証及びポスターを店頭・レジスター等に掲示してください。

### (2) 商品券を受け取る際の確認について

取引において利用者が持ち込む商品券を受け取る際に問題がないか確認してください。

商品券見本を直ぐに確認できる場所に備え付け、明らかに色合いが違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに御坊市役所産業振興課（電話 0738-23-5510）まで報告してください。

### (3) 使用済み商品券への取扱店名の押印・記入について

取引において商品券を受け取ったとき、他店での再利用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を押印又は記入することとし、既に取扱店名の押印又は記入がある場合は、受け取りを拒否してください。

### (4) 交換・売買の禁止について

商品券の交換及び売買は行わないでください。各取扱店において使用期間中の商品の販売、サービスの提供にあたり、顧客から受け取った商品券のみ換金可能です。

### (5) 仕入れ等、事業上の取引での使用禁止について

事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。

### (6) 紛失、換金期限切れ等における責務について

利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は、取扱店の責とします。

### (7) 苦情等の解決について

商品券の使用に際して消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。

### (8) 改善要求について

商品券の取り扱いに関して、御坊市役所産業振興課からの改善要請等があった場合は、それに従ってください。

**取扱店の皆様がトラブルで困らないために、  
円滑な運営にご協力ください。**

# 【商品券の換金について】

## 換金について

### 【換金請求にかかる受付期間】

令和8年5月1日（金）～令和8年8月31日（月） ※土日祝を除く。

※ 最終期限（令和8年8月31日）の翌日以降に請求される商品券については、換金に応じられませんので留意願います。

### 【換金方法及び振込日など】

- ◆ 取扱店は、商品券の換金に際して、換金請求書とともに請求内容に合致する枚数の使用済みの商品券（裏面に取扱店の押印又は記入したもの）及び取扱店認定証の写しを添えて御坊市役所3階 産業振興課宛に提出してください。

当課は請求内容に不備がないことを確認した後、商品券の券面額に10%分を上乗せした金額を取扱店の指定口座に振込みます。

※ 10%分の上乗せについては、特定事業者1者につき100万円を限度とします。

- ◆ 換金手数料は、無料です。
- ◆ 請求期限日から約15日後の振込日（月2回）に、取扱店が指定する口座へ、御坊市から振込みを行います。
- ◆ 換金請求期限と振込予定日は、本マニュアル1ページまたは10ページの表中のとおりです。
- ◆ 各請求期限における請求書の提出は1回までとします。
- ◆ 換金請求書に記載された請求金額の訂正はできません。

## 取扱店の取消等

「あがらの御坊みんなで応援商品券2026交付事業実施要綱」及び「あがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店募集要領」に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに取扱店の認定を取り消します。なお、当該取扱店の商品券を使用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。また、その他損害が発生した際には、その損害も負担していただきます。

# 商品券受け取り時の確認等

## 商品券冊子

商品券は、額面 500 円券が 20 枚綴りの冊子になっています。お客様は、「商品券 1 枚ずつ切り離す」または「冊子のまま渡す」ことでお支払いされます。

「冊子のまま」受け取る際には、ご利用額と額面（商品券の合計枚数）の照合をお忘れなく。

## 商品券表紙・表面

商品券 1 枚 1 枚の表面に不審なところがないか確認してください。



(表紙)



(表面)

## 商品券裏面

再使用等のトラブル防止のために、取扱店欄の確認、取り扱いには十分にご注意ください。

**【ご使用上の注意】**

1. この商品券は、あがらの御坊みんなが応援商品券2026取扱店でご使用になれます。  
ただし、有効期間がありますので、有効期間内にご使用ください。

**有効期間：令和8年5月1日～令和8年7月31日**

2. この商品券で現金とのお引換はできません。また、この商品券をご使用される場合には、おつりはできません。  
3. この商品券の取扱店欄に取扱店名の記入があるものは、無効です。  
4. この商品券に発行者印・バーコードのないものは、ご使用できません。  
5. この商品券の盗難・紛失・破損等に対して発行者はその責を負いません。

**【お問い合わせ先】**  
御坊市役所 産業振興課  
〒644-8686 御坊市蘭350番地2  
電話番号：0738-23-5510

**【取扱店の方へ】**  
この商品券を受け取られた際は、取扱店欄に店名をご記入ください。

**取扱店欄**

**御坊商店**

※換金請求期限：令和8年8月31日

- 取扱店欄にすでに押印や記入があるものは無効です。
- 再使用等トラブル防止のため、商品券の受け取り後は速やかに、裏面の取扱店欄に取扱店名を記入（または押印）してください。



# 商品券受け取りの流れ

## ①お会計

- ・お会計時に支払額の提示をします。

## ②お客様（利用者）が商品券利用の意思表示

- ・利用対象外の商品購入・サービス提供への使用は、お断りください。
- ・おつりを出せない旨をお伝えください。

## ③「商品券 1 枚ずつ切り離す」または「冊子のまま渡す」ことでお支払いされます。

- ・お会計との差額（不足分）は、現金等にて受領してください。
- ・偽造されたものでないかご確認ください。（色合い、紙質など）
- ・万が一、偽造と疑わしい場合は、速やかに御坊市役所産業振興課（電話 0738-23-5510）へご連絡ください。

## ④冊子のまま渡された場合は、お客様（利用者）に、500 円券〇枚切り離すことなどをお伝えください。

- ・お預かりした商品券をお客様（利用者）に確認してもらってください。
- ・冊子のまま受け取る際には、ご利用額と額面（商品券の合計枚数）の照合をお忘れなく。

## ⑤お客様（利用者）に、商品をお渡しください。

# 換金請求の流れ

## ① 受領した商品券すべての裏面に店舗名を押印または記入してください。

【ご使用上の注意】

1. この商品券は、あがらの御坊みんな応援商品券2026取扱店でご使用になります。  
ただし、有効期間がありますので、有効期間内にご使用ください。

有効期間：令和8年5月1日～令和8年7月31日

2. この商品券で現金とのお引換はできません。また、この商品券をご使用される場合には、おつりはできません。  
3. この商品券の取扱店欄に取扱店名の記入があるものは、無効です。  
4. この商品券に発行者印・バーコードのないものは、ご使用できません。  
5. この商品券の盗難・紛失・破損等に対して発行者はその責を負いません。

【お問い合わせ先】  
御坊市役所 産業振興課  
〒644-8686 御坊市園350番地2  
電話番号：0738-23-5510

【取扱店の方へ】  
この商品券を受け取られた際は、取扱店欄に  
店名をご記入ください。

取扱店欄

御坊商店

※換金請求期限：令和8年8月31日



## ② 換金請求書に必要事項を記入（同封の記入例をご参照ください）し、使用済商品券を輪ゴムで束ねてください。

### 取扱店認定証の写しをご用意ください。

※使用済商品券の枚数が多い場合は、50枚や100枚単位で束ねてください。

※商品券は計数機で確認しますので、折り曲げないでください。

また、冊子の状態ではなく、必ず1枚ずつ切り離してください。

※換金請求書に記載された請求金額の訂正はできません。

### ◆換金請求時に提出するもの（イメージ）

換金請求書

×××× ××××

×××× ××××

×××× ××××

××××××××××××××

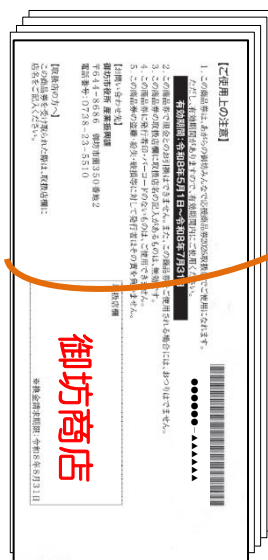
×××


××××××××××××

××××××××××××

××××××××

（換金請求書）



（使用済商品券）

取扱店認定証

×××× ××××

×××× ××××

××× 印

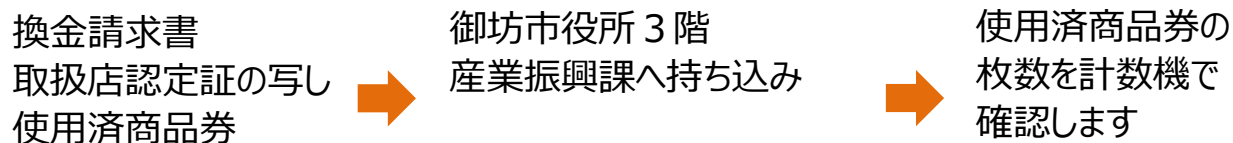
××××××××××××××

××××××××


（取扱店認定証の写し）



③ 「換金請求書」・「取扱店認定証の写し」・「使用済商品券の束」を御坊市役所  
3階産業振興課へ持ち込んでください。



商品券は、封筒や段ボール箱などに入れて持ち込んでください。



★換金請求期限と振込予定日について

・各換金請求期限の17時まで、御坊市役所3階 産業振興課まで持ち込まれた使用済商品券について、振込予定日に入金いたします。

	換金請求期限	振込予定日
第1回	5月15日 (金) →	6月1日 (月)
第2回	5月29日 (金) →	6月15日 (月)
第3回	6月15日 (月) →	6月30日 (火)
第4回	6月30日 (火) →	7月15日 (水)
第5回	7月15日 (水) →	7月31日 (金)
第6回	7月31日 (金) →	8月17日 (月)
第7回	8月14日 (金) →	8月31日 (月)
第8回	<b>最終 8月31日 (月)</b> →	9月15日 (火)

**<Q&A>**

<b>Q1</b>	<b>利用期間中に取扱店から外してもらう事は可能ですか？</b>
A1	一旦取扱店に登録されると、特段の事情がない限り、途中での脱退はできません。特段の事情がある場合は、御坊市役所産業振興課にお問い合わせください。
<b>Q2</b>	<b>おつりを出しても良いですか？</b>
A2	商品券の券面額未満の利用でも、おつりは出さないようにお願いします。商品券の券面額以上の購入にあたって、不足分は現金等で支払いを受けてください。
<b>Q3</b>	<b>商品券の盗難、紛失についての補償はありますか？</b>
A3	商品券の盗難、紛失、滅失に対して、市は責任を負いません。
<b>Q4</b>	<b>換金手数料はかかりますか？</b>
A4	換金手数料は無料です。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

御坊市役所 産業振興課（御坊市役所 3 階）

〒644-8686 和歌山県御坊市藪 3 5 0 番地 2

電話：0738-23-5510（土日祝を除く 8：30～17：00）